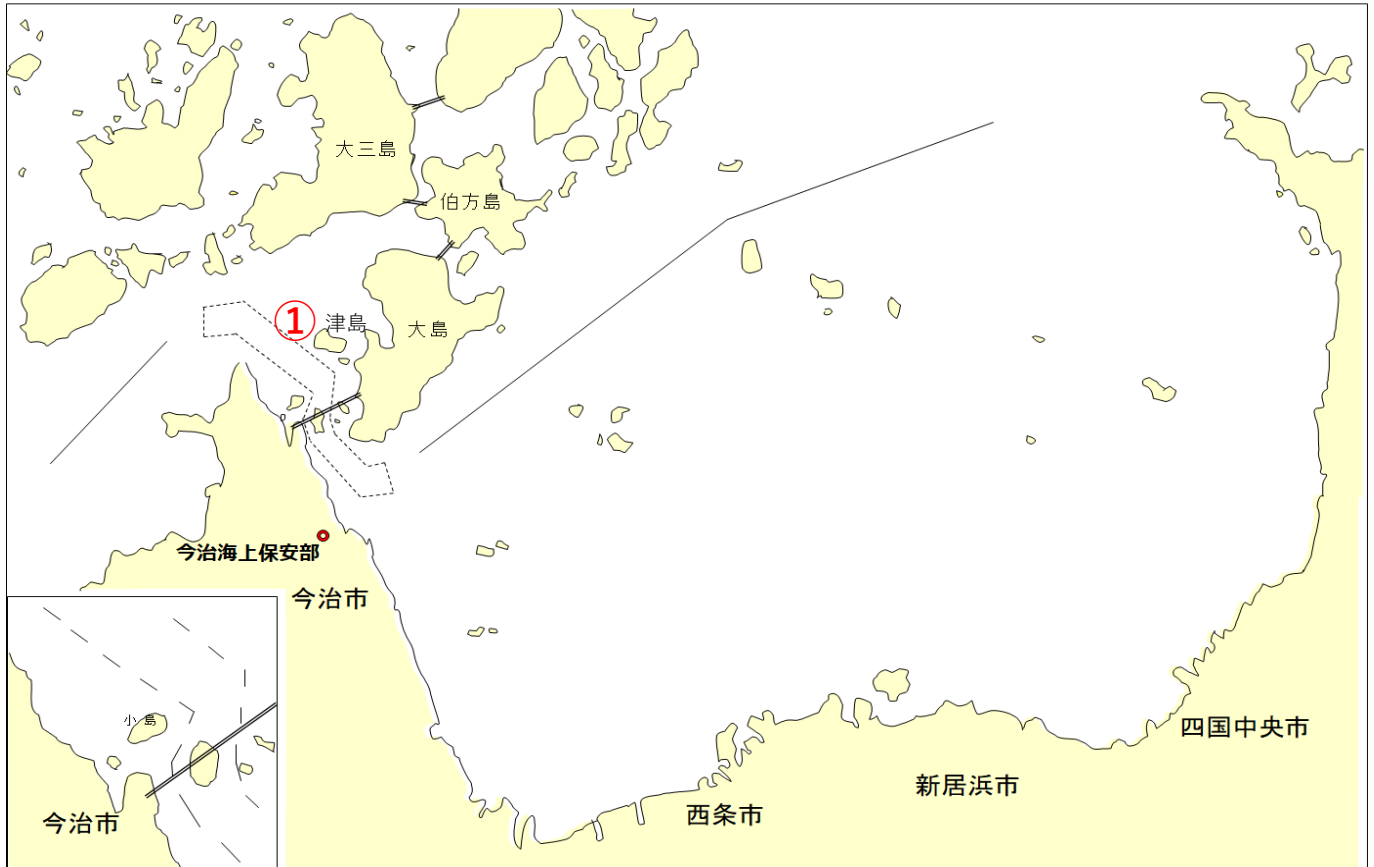


# 今治海上保安部管内の主な海難発生状況（令和4年10月）

～ 見張り不十分は、小型船舶操縦者の遵守事項違反となります。  
遵守事項（次ページ掲載）を活用してください。 ～

令和4年11月1日現在



10月15日 午前8時頃 釣船とプレジャーボートの衝突

① **【概要】** 1名乗船の釣船が津島北沖を航行中、左前方の小型船のみに傾注していたことから、船首方向で錨泊し、釣りをしていたプレジャーボート（4名乗船）に気づかず、プレジャーボートの船外機に衝突したものの。プレジャーボートは、僚船にえい航され入港、釣船は、衝突後若干の浸水を認めるものの自力航行にて入港した。

**【一口コメント】** 航行中は、一方向に注意を払うのではなく、常時適切な見張りをお願いします。

（暫定）

# 小型船舶操縦者の遵守事項

プレジャーボートその他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者（船長）に対し、法令で遵守事項を定めています。

## ●酒酔い等操縦の禁止

飲酒等の影響により、正常な操縦ができないおそれがある状態で、操縦することは禁止されています。



## ●危険操縦の禁止

遊泳者等に危険を及ぼすおそれがある操縦を行ったり、遊泳区域内に不用意に侵入する等の操縦は禁止されています。

※遊泳者等とは、遊泳者のほか、サーフィン、ダイビング、ヨット、カヌー、水上スキー、ミニボート等の水面の利用者を指します。



## ●免許者の自己操縦

水上オートバイを操縦するとき（全ての水域）、ボート等で港則法の港内や海上交通安全法の航路内を航行するときは、免許受有者が直接操縦しなければなりません。



## ●救命胴衣の着用

次の場合は、救命胴衣等の着用が義務づけられています。

- 水上オートバイに乗船する者
  - 満12歳未満の子供
  - 単独乗船の漁船で漁労作業をする者
  - 暴露甲板に乗船している者
- ただし、命綱等を装着している場合や旅客船の乗客、船室内にいる場合は除外されます。

平成30年2月1日から義務化されました！！

## ●見張りの実施

航行の安全を確保するため、周囲の水域の状況や他の船舶の動向等を十分に判断することができるよう、常時適切な見張りを確保しなければなりません。



## ●発航前の検査

発航前には、航行の安全に支障をきたさないよう、燃料やオイルの量の点検、気象・水路情報等の収集、船体・機関の状態等の検査を実施しなければなりません。



## 事故時の人命救助

事故が発生した場合等には、人命救助に必要な手段を尽くさなければなりません。

これらの遵守事項に違反すると、業務停止等行政処分の対象となる場合があります。（下記参照）

### ■ 遵守事項違反点数

違反の内容	点数	他人を死傷させた場合
酒酔い等操縦、自己操縦義務違反、危険操縦、見張りの実施義務違反	3点	6点
転落防止措置義務違反、発航前の検査義務違反	2点	5点

### ■ 行政処分基準

		過去1年以内の違反累積点数			
		3点	4点	5点	6点
過去3年以内の処分前歴※	無	(処分の対象外)		業務停止1月	業務停止2月
	有	業務停止3月	業務停止4月	業務停止5月	業務停止6月

※処分前歴とは、遵守事項違反等による処分又は海難審判所の裁決による操縦免許に係る処分の前歴をいう。

救命胴衣着用義務範囲拡大にかかる啓発動画を掲載しています。  
(国土交通省海事局作成)

